

大阪府監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年3月31日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	西野	修平
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗

委員意見に対する措置

（公債管理特別会計の注記について）

監査対象機関名	大阪府財務部（財政課）	
監査実施年月日	平成24年6月19日から同年8月3日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>（平成24年度委員意見）</p> <p>平成23年度末の府全体の府債残高は6兆378億円であり、その償還財源は一定のルールに基づき減債基金として積み立てられる。</p> <p>新公会計制度上、平成23年度末において資産の裏付けのある府債のうち減債基金の積立が次年度以降となるものは各事業の貸借対照表に計上され、資産の裏付けのない府債及び資産の裏付けのある府債のうち平成23年度末時点で減債基金の</p>	<p>（対応状況）</p> <p>平成23年度決算に基づく公債管理特別会計の財務諸表（※会計局作成）における注記では、償還時に地方交付税による補填措置が見込まれる臨時財政対策債等について、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入が見込まれる額として総務省令「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年省令第8号）」で定めるところにより算定した総額を示した。</p>

積立の対象となるものは「公債管理特別会計」において集約される。

府は府債の償還財源として減債基金を積み立て、臨時財政対策債等とそれ以外の府債のそれぞれの対応額を公表し、当該基金の積立不足額を示している。前者の臨時財政対策債等には、交付税の算定上、返済原資が考慮されるものが含まれているため、国からの財源措置の見込額を一定の方針で算定し、将来世代の負担額を明らかにすることは、府民にとっても有用な情報である。

また、減債基金の積立ルールは複数あり、さらに、今後、公債費を平準化していく方針であることから、償還時における一般会計に対する影響についてもあわせて情報開示が必要である。

したがって、府としての説明責任を果たす必要があることから、公債管理特別会計に関して分かりやすい注記について今後検討されたい。

平成24年度決算に基づく公債管理特別会計の財務諸表（※会計局作成）における注記では、将来の償還財源の確保が必要なものとして、府の償還ルールと国の算入ルールとの違いによる差や、過去の減債基金借入による積立不足額を分かりやすく図式化して示した。

【参考】

大阪府財務諸表作成基準第7条5

会計管理者は、前項の規定により部局長が作成した財務諸表に基づき、会計別に財務諸表を作成しなければならない。

委員意見に対する措置
 (財政収支算定の前提について)

監査対象機関名	大阪府財務部 (財政課)	
監査実施年月日	平成24年6月19日から同年8月3日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>(平成24年度委員意見)</p> <p>府の財政収支の見通しは、臨時財政対策債の発行について、平成26年度以降発行しない前提で試算されているが、国の財政状況をかんがみると臨時財政対策債の発行は今後も続けられる公算が高い。</p> <p>制度上の不確実な要素をどの程度考慮するかは、一定の判断が入り、恣意性などが介入するため財政収支には反映させないにしても、可能性が高いと考えられる臨時財政対策債が継続する場合のシミュレーションを行い、想定される財政収支や財政健全化団体となる実質公債費比率への影響を説明することについて検討されたい。</p>	<p>(対応状況)</p> <p>財政状況に関する中長期試算25年2月版では、現時点で確実に見込むことができる条件を前提に、総合的に判断の上、試算を行った。</p> <p>臨時財政対策債については、現行法上平成26年度以降発行しないため、試算においても平成25年度までの発行を見込んだ。しかしながら、財政収支への影響が大きいことから、平成26～28年度の3年間臨時財政対策債が継続する場合の収支への影響について、一定の条件のもと試算を行い、公表した。</p> <p>その後、平成26年度地方財政対策において、臨時財政対策債が平成28年度まで延長となったことを受け、継続した場合の影響を明らかにすべきとのご指摘を踏まえ、26年2月版の中長期試算では、推計期間中の発行継続を前提に、実質公債費比率も含め、試算を行った。</p>

委員意見に対する措置

(泉南医療福祉センターに対する財政的支援等について)

監査対象機関名	大阪府福祉部 (国民健康保険課)	
監査実施年月日	平成24年6月11日から同年8月6日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府は、平成12年9月に社会福祉法人恩賜財団済生会（以下「済生会」という。）と締結した協定書及び覚書に基づき、済生会が運営する泉南医療福祉センター（以下「センター」という。）の設立当初の整備費用の負担（約51億円）、土地の無償貸付（約1.7ヘクタール）、貸付金（約10億円）の無利息での貸付を行ってきた。</p> <p>また、協定書及び覚書には、整備後の建物改修や機器等の更新時の費用負担等、将来にわたる府の負担が規定されている。</p> <p>しかしながら、センター開設から10年が経過し、財政再建プログラム（案）による補助対象団体との関係の見直しをはじめ、包括外部監査における指摘や貸付料の減免基準の厳格化など、済生会に対する府の財政的支援等について見直しを検討する機会があったにもかかわらず、これまで抜本的な見直しが図られてこなかった。</p> <p>今般、大阪府財政運営基本条例の施行を受けて、反復継続した単年度貸付などの財政的支援等の見直しに向け、府は済生会との協議を進めているとこ</p>	<p>(済生会に対する府の財政的支援等の見直しについて)</p> <p>泉南医療福祉センター（以下「センター」という。）については、大阪府がその整備費用を負担し、済生会が整備主体となり、センターを管理運営してきたが、センターの設置以来12年が経過し、大阪府及び済生会を取り巻く環境や基本協定が交わされた前提について変化してきている状況に鑑み、委員監査の意見を踏まえ、済生会と施設の将来にわたる運営について協議した結果、無償貸付としていた土地（約1.7ヘクタール）を済生会へ無償譲渡し、財務基盤を強化の上、センター全体は済生会が経営を図っていくことで合意に至った。</p> <p>そのため、平成27年2月定例府議会で議決を得て、平成27年3月31日付けで土地の無償譲渡契約を締結した。</p> <p>これにより、無利息で行っていた済生会に対する単年度貸付を平成26年度末をもって廃止した。</p> <p>(協定書及び覚書の見直しについて)</p> <p>上記合意に基づき、平成12年9月に済生会と締結した協定書及</p>

ろである。

については、済生会に対する府の費用負担の範囲を明確にし、以下の措置を講じられたい。

1 納税者である府民の視点及び府の財政状況を踏まえ、現状について府民の理解を得られるかを強く念頭に置いて協議に臨み、済生会に対する府の財政的支援等について早急に見直しを図られたい。

2 将来にわたる府の負担が

規定されている協定書及び覚書については、是正されるべきであり、「将来の世代に負担を先送りしないことを基本とする」との同条例の趣旨を踏まえ、見直しを検討されたい。

3 センターの収支状況は、開設時の平成14年度から平成23年度まで、黒字を計上している。その黒字である法人に対して、土地の無償貸付や無利息での貸付を行うことについては、協定書及び覚書に規定されているとはいえ、その必要性を問われかねない。

よって、府が済生会に対する費用負担の必要性について、府

び覚書については、平成27年3月31日付けをもって合意解約した。

(済生会に対する費用負担の必要性についての検証について)

上記合意に基づき、センターの今後の経営は済生会が図っていくこととし、平成27年4月1日以降、済生会に対する新たな財政措置を行わないこととした。

民に対して説明責任を果たすことができるよう、自ら検証することが望まれる。